

一般社団法人三重県トラック協会
定期発送のご案内



令和 7 年10月

CONTENTS

1. 講習会、セミナー、イベント

1.1 運行管理者 基礎講習・一般講習のご案内	1
1.2 運行管理者 一般・基礎講習 オンライン講習スタート	2
1.3 整備管理者 選任 研修 開催案内	3
1.4 初任運転者指導教育 eラーニング(オンライン学習)	3
1.5 物流セミナー 開催案内	4
1.6 トラックフェスタ2025 in MieMu 開催のご案内	4
1.7 紀北地区 出張適性診断のご案内	5

2. 協会からのお知らせ

2.1 トラック協会販売「運転日報」の書式が変わりました	6
2.2 事業役員・運送事業従事者表彰の推薦について(公募)	9
2.3 第65回「正しい運転、明るい輸送運動」を行います	12
2.4 「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」	13
2.5 9月10月は「自動車点検整備推進強化月間」です	14
2.6 指導教育教材 テーマ「高速道路のトンネル走行時の注意点」	15
2.7 軽油価格調査のお願い(9月購入分)	16
2.8 WEB アンケートご協力のお願い(名神名阪連絡道路)	16
2.9 新規入会会員様のご紹介	17
2.10 会員の所在地・名称変更等	18

3. 助成金のお知らせ

3.1 令和7年度助成金申請受付中 申請期限にご注意ください	19
3.2 点呼支援機器等導入助成(一部改正)	20
3.3 令和7年度 業務改善助成金賃金引上げ+効率化設備投資	22

◆ 運行管理者 基礎講習・一般講習のご案内

- 1-1. **一般講習** 対象者:①運行管理者に選任されている方(2年度に1回)※年度は4月～翌年3月末
②今年度新たに運行管理者に選任された方 ※原則年度内に受講義務

日 程	場 所	実施機関
10/23 (木)	自動車事故対策機構	自動車事故対策機構
10/29 (水)	ほめちぎる教習所伊勢	ほめちぎる教習所伊勢
11/14 (金)	北部SC(四日市)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
11/16 (日)	いせトピア(伊勢)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
11/27 (木)	上野自動車学校(伊賀)	上野自動車学校
12/2 (火)	メッセウイングNHW(津)	自動車事故対策機構
12/6 (土)	トラック協会研修センター(津)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
12/12 (金)	熊野市民会館	自動車事故対策機構
1/27 (火)	北部SC(四日市)	自動車事故対策機構
1/28 (水)	北部SC(四日市)	自動車事故対策機構
2/7 (土)	トラック協会研修センター(津)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
2/8 (日)	伊賀SC	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
3/16 (月)	北部SC(四日市)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
3/28 (土)	松阪SC	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)

- 1-2. **基礎講習** 対象者:①**運行管理**の**補助業務**を行う場合(補助者に選任する場合)
②**運行管理者試験を受験**する方 ※受験資格は**1年以上の実務経験**又は**基礎講習修了**

日 程	場 所	実施機関
11/25(火)～11/27(木)	メッセウイングNHW(津)	自動車事故対策機構
12/22(月)～12/24(水)	北部SC(四日市)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)
1/7(水)～1/9(金)	北部SC(四日市)	自動車事故対策機構
1/14(水)～1/16(金)	トラック協会研修センター(津)	ヤマト・スタッフ・サプライ(株)

2. 受講の申込み・予約状況の確認は各講習実施機関のホームページからお願いします。
(右記QRコードからも申し込み出来ます)

独立行政法人自動車事故対策機構 三重支所 お問合せTEL 059-350-5188 https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/	
ヤマト・スタッフ・サプライ(株) お問合せTEL 052-228-9770 https://www.y-staff-supply.co.jp/ HOME > サービス紹介 > 安全教育支援サービス > 運行管理者等指導講習(一般又は基礎)	
ほめちぎる教習所伊勢 お問合せTEL 0596-23-1155(電話で日時の事前予約要) https://safety-nanbu.com/	
上野自動車学校 お問合せTEL 0595-21-1000 https://uenods.co.jp/ HOME>適性診断/運行管理者等指導講習(貨物)>申込書をダウンロード	郵送かFAX でお申込み

◆ 運行管理者 一般・基礎講習 オンライン講習スタート

従来の対面方式の講習に加え、自動車事故対策機構(ナスバ)・ヤマト・スタッフ・サプライ(株)ではeラーニング方式によるオンライン講習を開始しました。PCやタブレットなどの端末を使用し、自宅や職場などで自由な時間に受講できます。

〔受講申込みから受講完了までの流れ〕



1. 2025年度 講習日程

自動車事故対策機構 eナスバ【一般講習・基礎講習】

開催月	申込期間	受講期間	受講時間
12月	10月 7日～11月 6日	12月 1日～30日	一般講習:5時間 基礎講習:16時間
2026.1月	11月 7日～12月 7日	2026年1月 1日～30日	
2026.2月	12月 8日～ 1月 6日	2026年2月1日～3月2日	
2026.3月	2026年 1月 7日～ 2月 8日	2026年3月 1日～30日	

ヤマト・スタッフ・サプライ(株) オンライン講習【一般講習・基礎講習】

開催月	講習可能期間	受講時間
10、11月 受付中	予約時に選択された、「受講開始日」より 30日間受講可能	一般講習:5時間 基礎講習:16時間

2. 受講の申込み ホームページから（右記QRコードからも申し込み出来ます）

自動車事故対策機構 指導講習グループ https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning koj in.html HOME > 講習のご案内 > eラーニング(eナスバ)【運行管理者等指導講習】	TEL 03-5608-7641	
ヤマト・スタッフ・サプライ(株) https://www.y-staff-supply.co.jp/ HOME > サービス紹介 > 安全教育支援サービス > 運行管理者等指導講習 (オンライン講習一般又は基礎)	TEL 052-228-9770	

◆ 整備管理者 選任 研修 開催案内

1-1. **選任後研修** 対象者:整備管理者に**選任されている方**(2年度に1回) ※年度は4月～翌年3月末

選任後研修専用申込先メールアドレス:cbt-mie-seikanato@ki.mlit.go.jp

日 程	場 所	申込受付期間
10月29日(水)	三重県総合文化センター(津)	10/10～10/17 までにメールで申込書を送信
11月12日(水)	北部SC(四日市)	10/29～11/5 までにメールで申込書を送信
1月23日(金)	北部SC(四日市)	R8/1/9～1/16 までにメールで申込書を送信

1-2. **選任前研修** 対象者:整備管理者に**選任する予定の方**

※整備士資格の無い方を選任する場合は、**選任前研修の受講**と2年の点検整備経験が必要

選任前研修専用申込先メールアドレス:cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp

日 程	場 所	申込受付期間
12月17日(水)	メッセウイング NHW(津)	12/1～12/12 までにメールで申込書を送信
2月25日(水)	北部SC(四日市)	R8/2/2～2/13 までにメールで申込書を送信

2. 日程・受講申込書 三重県トラック協会ホームページからダウンロード

https://santokyo.or.jp/members/unkoukanri_seibikanri/koshu/
 三重県トラック協会HOME > 会員の皆様へ > 運行管理者・整備管理者 > 整備管理者はこちら

3. 講習のお申し込み お問い合わせ先 三重運輸支局 整備・保安 TEL 059-234-8411

◆ 初任運転者指導教育 eラーニング (オンライン学習)

初任運転者に義務付けられている特別指導15時間のうち12時間をパソコン・タブレットで学習します。三ト協会の**受講は無料**。日程ごとに定員がありますので、お早めにお申し込み下さい。

15時間のうち12時間をパソコン・タブレットで

…残り3時間を実車で指導教育(積込み、固縛など)※

いつでもどこでも自由な時間に

…受講開始から5日間以内であれば OK。時間を有効活用

受講修了証、教育記録簿もメールで届く

…受講後、修了証と監査に必要な教育記録簿が届きます



※**残りの3時間教育**について

各社で別途「日常点検」「死角内輪差制動距離など車両特性」「積載、固縛」について**車両を使用した3時間の指導教育が必要**です。教育資料等必要な場合はトラック協会までご相談ください。

受講の申込みは三重県トラック協会ホームページから(右記 QR コードからも申し込み出来ます)

三重県トラック協会 HP > 会員の皆様へ > 初任運転者指導教育eラーニング
 お問い合わせ(業務部) TEL 059-227-6767



◆ 物流セミナー 開催案内

お取引先の皆様とともにご参加いただける物流セミナーを本年も下記にて開催いたします。
荷主様と一緒にご参加いただきますようお願い申し上げます。
会員様単独での参加も可能ですが、ぜひ御社の荷主様もお誘いください。
なお、荷主様への開催案内もご用意いたしますので同封の別紙にてお知らせください。

令和7年度 物流セミナー 「すべての疲労は脳が原因 ～疲労医学が解明した真の疲労回復法～」

講師: **梶本 修身** 氏 (かじもと おさみ)

医学博士/東京疲労・睡眠クリニック院長

日時: 11月17日(月) 15:30～

場所: ホテルグリーンパーク津(津駅前)



◆ トラックフェスタ 2025 in MieMu 開催のご案内

トラックフェスタ2025を下記日程で三重県総合博物館にて開催いたします。

トラック運送の役割や、交通安全活動等の社会貢献活動など、幅広い年齢層の方にトラック運送業界の現状と役割を知っていただきます。特に将来を担う小学生へのPRを行います。

1日中お楽しみいただける催し物になっていますので、ご来場をお待ちしております。

日時 **11** 月 **9** 日(日) **10** 時から

場所 **三重県総合博物館 MieMu**
津市一身田上津部田3060



♪ イベント ♪

ヒーローショー・ダンスパフォーマンス
スタンプラリー・キャリアカーへの車両積込みの実演・トラック乗車体験子供用乗車、走行体験

・じゃんけん大会、こども免許証作成、シートベルト体験車など

トラック乗車体験

実際に働いているトラックに乗車体験



キャリアカーへの 車両積込みの実演等



◆ 紀北地区 出張適性診断のご案内(自動車事故対策機構)

紀北地区にて下記の通り、NASVA 三重支所による出張適性診断が実施されます。ぜひご利用ください。

1. 会場及び開催日時

三重県トラック協会 尾鷲研修センター（尾鷲市中川 12-7） / 令和 7 年 11 月 12 日(水)～14 日(金)

【受付時間】

11月 12 日(水) ①9:00 ②10:30 ③12:00(一般診断のみ) ④13:30 ⑤15:00

11月 13 日(木) ①9:00 ②10:30 ③12:00(一般診断のみ) ④13:30 ⑤15:00

11月 14 日(金) ①9:00 ②10:30 ③12:00(一般診断のみ)

2. 申込方法

10 月 2 日(木) 9:00 から電話予約を開始します。(インターネット予約は利用できません)

【予約電話番号】 059-350-5188(NASVA 三重支所)

3. 定員

各回とも 4 名

4. 所用時間

一般診断(約60～80分)、 初任・適齢診断(約90～100分)

5. その他

受付時間に遅れますと受診いただけない場合もあります(時間厳守)

お知らせ

三重県トラック協会所有のナスバネット、または事業者様に設置されているナスバネットにて事前に初任診断もしくは適齢診断の測定を終了された方は、出張診断の際に別途、カウンセリングを受診できます。

カウンセリングをご希望の場合は、NASVA 三重支所(059-350-5188)までお電話ください。

※時間帯や申込人数によっては、ご予約を承れない場合もございますので、ご了承ください。

※義務診断のカウンセリングは、3 ヶ月以内に機器での測定を終了した方に限ります。

◆トラック協会販売「運転日報」の書式が変わりました

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、令和7年(2025年)4月1日からすべての事業用トラックに拡大されました。これに伴いまして、書式の変更と記録義務項目を追加しました。

① 法改正に伴い、**荷待時間や荷役作業・附帯業務**の「業務記録」への**記録義務**の対象が、**すべての事業用トラック**に拡大されました。

② **記録対象となる荷待時間** -----

荷主都合による荷待ち時間の**合計が30分を超えたら**以下の記録が必要となります。

荷主都合の30分未満の荷待ち、また自社運行の都合で早く到着した場合などは対象となりません。

③ **記録対象となる荷役・付帯作業** -----

運送契約に明記されていない作業 ⇒ 記録の対象

運送契約に明記された作業 + 明記のない作業 ⇒ **明記されたものを含め、すべての作業**が記録の対象

運送契約にすべての作業が明記されている場合 ⇒ **合計が1時間を超える場合**、記録の対象

以上いずれの場合も、**荷主側の担当者のサイン・押印等の記録が必要**です。(不在等の場合はそれを記録)

【**発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合**】

【**着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外**】

パターン例 (サンプルA)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機: 20分)	→20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10:30 ~ 11:30	積み込み	→60分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

パターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機: 40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機: 20分)	→20分
17:20 ~ 17:50	附帯業務(梱入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社〇〇 車両番号: 〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 検待ち 7. 配待ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. 扱い作業 11. その他()		△△ △△		

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合は**、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●● 車両番号: ● ● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/△	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 検待ち 7. 配待ち 8. 梱入れ 9. ラベル貼り 10. 扱い作業 11. その他()				

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合は**、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

トラック協会販売物品「運転日報」(1冊 100枚綴り税込330円)

① 運転日報は、協会及び各支部にて販売をしております。(配送の場合は送料実費をご負担ください)

② 旧書式は在庫分のみ販売となります。各支部 SC でお買い求めの際は、事前に在庫をお問合せください。

運送者名	年 月 日()	登録番号	出発時刻	帰着時刻	出動 退勤 走行距離 B-A	管理者
			業務開始	業務終了		
			距離メータ A	距離メータ B		
			最大積載量			

(注1) タコグラフを添付し、付記事項が確実に記入されれば日報中の同一事項は省略することができます。 運転日報 保存期間：1 年間（労働の記録として5年間の保存を推奨します）
 (注2) 待機は 取引先指定時間からの待機時間と、それ以外の待機時間を区別します。 裏面の「荷待時間・作業内容等記録票」に 待機・荷役作業の記録が義務付けられています。
 (注3) 運転前後の打ち合わせ、車両点検、点呼等の時間は「その他作業」の区別にて示して下さい。

日常点検		実施者 氏名	結果	← 点検結果 ○・×・(異状を整備済は▲) →		結果	トレー
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、きき具合		前照灯・車幅灯	点灯・点滅		／
	駐車ブレーキ	引きしろ・踏みしろ		尾灯・制動灯・後退灯・番号灯	点灯・点滅		
	エンジン	かかり具合、異音		側方灯・反射器、方向指示器	汚れ、損傷		
		低速、加速の状態		空気圧			
	ワインド・ウォッシュヤ	噴射状態		タイヤ	亀裂、損傷、異状な摩耗		
	ワイパー	拭き取りの状態		溝の深さ			
	◎空気圧計	空気圧力の上がり具合		★ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落		
	◎ブレーキ・バルブ	排気音		◎エア・タンク	ボルト付近さび、折損		
	ワインド・ウォッシュヤ	タンク液量			タンク内の凝水		
	ブレーキ・オイル	リザーバ・タンク液量		◎ブレーキ	ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
エンジンルーム等	バッテリー	液量			ブレーキ・ドラムとライニングとのすぎ間		
	ラジエータ冷却液	リザーバ・タンクの液量		トラクタ連結装置	カプラ、キングピンの異常		
	エンジン・オイル	オイルの量		トレーラ	ブレーキカブリング及びジャパンホースの状態、接続、漏れ		
	ファン・ベルト	張り具合、亀裂損傷		前回運行時の異状箇所			
整備管理者		運行管理者		運行の可否		可・否	トレーラの車番

※点検車両と点検実施日は裏面・運転日報に記載します。★印は、大型車(車両総重量8トン以上)は必ず実施する項目です。
◎印はエア・ブレーキ装着車の点検項目。【灰色箇所】は、走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りります。

点呼記録

業務前点呼				運行管理者				補助者			
点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯び	健康状態 疾病/疲労 睡眠不足	日常点検	その他必要な指示事項	点呼執行者				
／ ：	1.対面 2.電話 3.()	有・無	有・無	良・否	良・否						
業務後点呼				運行管理者				補助者			
点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用	酒気帯び	自動車・道路及び運行の状況 交代運転者に対する連絡 その他必要な指示事項				点呼執行者			
／ ：	1.対面 2.電話 3.()	有・無	有・無								

※点呼方法の3.()は、対面・電話以外の方法で行った場合に実施方法を記入します。 ※「酒気帯び」は、道路交通法施行令に規定する呼気中アルコール濃度0.15mg/0lかを問わず、少量でも検出すれば否とし、運行は 不可 です。検出しない事を確認後のみ 運行可 とします。 ※点呼は運行管理者又は補助者が実施し記録して下さい。 電話など対面以外での点呼を運転者がここに記入した場合は、帰社後直ちに 運行管理者が手元記録と照合確認し記名又は押印を行って下さい。

荷待時間・作業内容等 記録票①

到着時刻	：	指定時刻	：	集荷 又は 納入場所	年 月 日
作業の内容に○		5. 検収・検品		待機の時刻 (到着時間指定ある場合、指定時刻から)	待機時間
1. 積込み 手積み		6. 横待ち		開始	終了
” 機械荷役		7. 縦待ち		積込み/取卸しの時刻(左の作業1～2)	横込/取卸時間
2. 取卸し 手おろし		8. 棚入れ		開始	終了
” 機械荷役		9. ラベル貼り		付帯業務の時刻(左の作業3～11)	付帯業務時間
3. 荷造り		10. はい作業			
4. 仕分け		11.()		開始	終了
作業終了	：	発・着荷主様 ご担当サイン		☐ 荷主様ご担当者が不在であった ☐ 荷主様の確認が得られなかった	

記録票 ②

到着時刻	：	指定時刻	：	集荷 又は 納入場所	年 月 日
作業の内容に○		5. 検収・検品		待機の時刻 (到着時間指定ある場合、指定時刻から)	待機時間
1. 積込み 手積み		6. 横待ち		開始	終了
” 機械荷役		7. 縦待ち		積込み/取卸しの時刻(左の作業1～2)	横込/取卸時間
2. 取卸し 手おろし		8. 棚入れ		開始	終了
” 機械荷役		9. ラベル貼り		付帯業務の時刻(左の作業3～11)	付帯業務時間
3. 荷造り		10. はい作業			
4. 仕分け		11.()		開始	終了
作業終了	：	発・着荷主様 ご担当サイン		☐ 荷主様ご担当者が不在であった ☐ 荷主様の確認が得られなかった	

記録票 ③

到着時刻	：	指定時刻	：	集荷 又は 納入場所	年 月 日
作業の内容に○		5. 検収・検品		待機の時刻 (到着時間指定ある場合、指定時刻から)	待機時間
1. 積込み 手積み		6. 横待ち		開始	終了
” 機械荷役		7. 縦待ち		積込み/取卸しの時刻(左の作業1～2)	横込/取卸時間
2. 取卸し 手おろし		8. 棚入れ		開始	終了
” 機械荷役		9. ラベル貼り		付帯業務の時刻(左の作業3～11)	付帯業務時間
3. 荷造り		10. はい作業			
4. 仕分け		11.()		開始	終了
作業終了	：	発・着荷主様 ご担当サイン		☐ 荷主様ご担当者が不在であった ☐ 荷主様の確認が得られなかった	

※ 発地では「出荷のご担当者様」、着地では「荷受けのご担当者様」のサインをお願いします。
※ 「待機」「積込み/取卸し」「付帯業務」の記録は、貨物自動車運送事業法で義務付けられています。
＊ デジタコなど他の方法で上記内容を記録・保存している場合は、当該項目について記載不要です。また、契約書に実施した作業等の全てが明記されている場合、所要時間が「時間未満であれば荷役作業等の時間の記載は不要です。

◆事業役員・運送事業従事者表彰の推薦について(公募)

(該当会員:協会入会5年以上)

三重県トラック協会では、事業役員・運送事業従事者(運転者以外)の方を対象に【全日本トラック協会】及び【国土交通省関係】の表彰に推薦を行っております。

下記の公募内容に該当される方を募集致します。

推薦いただいた方を今後の表彰候補者として登録させて頂きたく存じます。

(但し三重県内の営業所に従事している方が対象となります)

次ページの推薦書をコピーして、提出いただきますようお願い申し上げます。

既にデータベースに登録済みの方の提出は不要です。

登録状況がわからない場合はお問い合わせ下さい。

* 公募の内容 *

締切:令和7年11月10日(月)

事業役員(取締役以上の経営責任者)

- ① 事業役員歴 20 年以上、年齢 50 歳以上
- ② 運送事業で重大事故、その他行政処分(車両停止以上) が 2 年以上無いこと
- ③ 道交法の無事故・無違反歴(個人)2 年以上

運送事業従事者(下記項目①～③をすべて満たす方)

- ①勤続 20 年以上、年齢 45 歳以上(運転者以外)
- ②道交法の無事故・無違反歴(個人)2 年以上
- ③トラック運送事業に従事する従業員で以下のどれかに該当すること

イ. 危難をかえりみず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し

その功績が顕著な者

ロ. 有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

※【運転者】は7月の全ト協運転者顕彰で【推薦公募】→受賞→【登録】となります。ご了承ください。

- ◇ 推薦は「事業役員」「運送事業従事者(運転者以外)」各1名まででお願い致します。
- ◇ 会員様からお預かりした個人情報 は表彰推薦目的以外で利用する事はありません。
- ◇ 来年以降の表彰候補者として登録させていただきます。

<推薦書送付先>

〒514-8515 津市栄町1丁目941

(一社)三重県トラック協会 (担当:井ノ口)

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

事業役員用

事業役員表彰推薦書

申請日 年 月 日

推薦事業所名



ふりがな 氏名 正確な文字での記入			生年月日	S・H		年	月	日生
						歳		
住 所	本 籍 (〒)							
	現住所 (〒)							
運転免許証 有・無 有の方は免許証番号をご記入ください		免許証番号						
最終学歴	S・H・R		年	月	日	立		卒業
現職名				本人自認 印				
職 歴 (運送事業者関係)※ 年 月 日まで詳しくご記入ください								
自 年 月 日 ~ 至 年 月 日				会社名		役職名/年数		
S H R			~	S H R				年
S H R			~	S H R				年
S H R			~	S H R				年
S H R			~	S H R				年
性行 (性質や行い等必ず記入して下さい)		<性行:性格・気質の傾向、日頃の行動>						
事績 (業績等必ず記入して下さい)		<事績:推薦案内記載の事業役員欄に該当する内容> ※運送事業関係について						

一般社団法人三重県トラック協会会長 殿

【資格】

- ① 事業役員歴 20 年以上、年齢 50 歳以上
- ② 運送事業で重大事故や行政処分(車両停止以上)が 2 年以上無し
- ③ 道交法の無事故無違反歴(個人)2 年以上

R7.10

従事者用

運送事業従事者表彰推薦書(運転者以外)

申請日 年 月 日

推薦事業所名



ふりがな 氏名 正確な文字での記入			生年月日	S・H		年	月	日	生
						歳			
住 所	本 籍 (〒 -)								
	現住所 (〒 -)								
運転免許証 有・無 有の方は免許証番号をご記入ください		免許証番号							
最終学歴	S・H・R		年	月	日	立	卒業		
現職名				本人自認					印
職 歴 (運送事業者関係)※ 年 月 日まで詳しくご記入ください									
自 年 月 日 ~ 至 年 月 日				会社名			職種名/年数		
S H R				~	S H R				年
S H R				~	S H R				年
S H R				~	S H R				年
S H R				~	S H R				年
性行 (性質や行い等必ず記入して下さい)		<性行:性格・気質の傾向、日頃の行動>							
事績 (業績等必ず記入して下さい)		<事績:推薦案内記載の③イまたはロに該当する内容>※運送事業関係について							

一般社団法人三重県トラック協会会長 殿

【資格】

- ①勤続 20 年以上、年齢 45 歳以上(運転者以外)
- ②道交法の無事故無違反歴(個人)2 年以上
- ③トラック運送事業に従事する従業員で以下のどれかに該当すること
 - イ. 危難をかえりみず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止しその功績が顕著な者
 - ロ. 有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

R7.10

◆ 第 65 回「正しい運転、明るい輸送運動」を行います

目的 交通・労働災害事故の防止、環境保全および輸送秩序の確立により円滑な輸送を達成し、年末年始の繁忙期における安全安心な輸送サービスを提供することを目的に実施します。事業主様、管理者様、従業員様 一体となり取り組みをお願いします。

運動期間 令和7年11月16日(日)～令和8年1月10日(土)まで

実施事項

1)飲酒運転の根絶	対面点呼はもとより、電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制の確立の再確認。事業用トラック関係の「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
2)追突事故及び交差点における事故防止の徹底	運行管理者は、マニュアルを活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。 *全ト協ホームページ URL https://jta.or.jp/member/anzen/plan2025seminar.html 資料【プラン 2025 目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み】
3)過労運転防止の徹底	運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。
4)確実な点呼の実施	健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等を確認し、少しでも異常がある場合は乗務させない。
5)携帯・スマホ使用禁止の徹底	運転中にスマホ等の画像を注視する行為や携帯電話で通話する行為は、極めて危険であり、道交法の一部改正により罰則強化が行われたことから、乗務中の通話やスマホ操作の禁止を徹底する。
6)健康診断の受診の徹底	経営者は健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させない。
7)荷役作業時の安全確保の徹底	経営者及び管理者は、荷主等の運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について、適切な取り決めを行うよう努める。 また、令和 5 年 10 月より昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量 2 トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されることなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業において安全対策を指示し、労働災害事故防止を図る。
8)高速道路における事故防止の徹底	高速道路における事故の多くは、高速道に入った後1時間以内に発生しており、高速道に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止に努める。

9)車両の安全性 確保の徹底	経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに不正改造防止を徹底する。
10)降積雪期における輸送の安全確保の徹底	気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。また冬期には大型車の車輪脱落事故が多発傾向のため「車輪脱落事故防止」の啓発資料等を活用し、防止対策を推進する。
11)正しい積付け 固縛方法の徹底	荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。
12)エコドライブ等の徹底	燃料の使用量を削減し、CO2 及び排出ガスの低減を図り、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブ及びアイドリングストップを徹底させる。
13)運輸安全 マネジメントの徹底	輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
14)安全意識の 高揚	経営者は社会的責務を自覚し「安全最優先」という経営理念と「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って事業所の事故防止対策の徹底を図る。運転者は常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持ち、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。
15)輸送品質・ サービスの向上	運転者は 荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客に接し、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービス向上に努める。

◆「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」

夕暮れ時は交通事故が多発する傾向にあり、特に日没時間が早まる10月以降は、帰宅時間帯のラッシュと相まって、さらなる交通事故の増加が懸念されます。早めのライト点灯や反射材用品等の活用により、交通事故を防止しましょう。

期 間

10/1(水) ~ 12/31(水)

【推進項目】

自動車・オートバイ・自転車

・夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯

歩行者・自転車運転者

・反射材用品の着用推進

ライト点灯の目安時間

★10月1日から10月31日までの間 16時50分

★11月1日から11月30日までの間 16時20分

★12月1日から12月31日までの間 16時10分

夕暮れ時、ちょっと早めの
ライト・オン運動

実施期間 令和7年10月1日(水)~12月31日(水)

推進事項
夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯
自動車 オートバイ 自転車
反射材用品の着用推進
歩行者 自転車運転者

三重県・三重県交通対策協議会
〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課
TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

◆ 9月10月は「自動車点検整備推進強化月間」です

自動車点検整備推進強化月間 9月1日（月）～10月31日（金）

～ ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています～

車輪脱落事故は、ディスク・ホイールを取付ける際に、不適切なホイール・ナットの締付け（強すぎ、弱すぎ）、またはタイヤ交換時にディスク・ホイールの種類（スチール製、アルミ製）に合ったボルト、ナットを使用していないこと（誤組）等により引き起こされます。規定トルクで、適切なホイール・ナット締付け等をお願いします。



特に大型車については、車輪脱落・車両火災を防止するため3ヶ月・12ヶ月点検の際に、次の箇所を**重点的に点検**を行ってください。

- 燃料漏れ
- 電気配線の緩み及び損傷
- ブレーキホース・パイプの漏れ、損傷および取付状態
- ブレーキ・チャンバ ロッドのストローク
- タイヤの状態・ホイール・ナットの緩み

三重運輸支局から直接通知のありました事業者様は、別途指定の「重点点検報告」の提出をお願いします。

事業用自動車には
日常点検（運行前点検）・定期点検（3ヶ月点検）が
義務づけられています。
点検を確実に実施し
適正な車両管理を行ってください。

今回、下記の自主点検をお願いします。

- ① エアクリーナ・エレメント
- ② 燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ

◆ 指導教育教材 テーマ「高速道路のトンネル走行時の注意点」

無灯火走行で前車の減速に気づくのが遅れ、追突！

□ トンネル走行の安全ポイント

ヘッドライトを必ず点灯する

トンネルに入ると暗くなるため、進入時にヘッドライトを点灯しましょう。

車間距離は十分にとる

前車の急減速による追突を防止するため、十分な車間距離をとりましょう。

できるだけ車線変更はしない

トンネル内での車線変更は後続車に追突される危険があるため、できるだけしないようにしましょう。



□ 減速して進入する

トンネルに進入して、しばらくの間は暗さに目が慣れず周囲がよく見えません。進入前にあらかじめ減速し、ライトを点灯して前車との車間距離を十分にとりましょう。

□ トンネル内の情報をキャッチする

トンネル入口に設置されている信号機や情報板には必ず従ってください。また、「トンネル内ラジオ再放送」「AM FM ラジオ」などの表示があるトンネルではラジオから、交通事故情報などをキャッチしましょう。



トンネル進入時にガラスが曇ったら・・・

雨や寒い日にトンネルに進入すると、冷たくなったフロントガラスとトンネル内の暖かな空気との温度差によって、フロントガラスが曇ることがあります。

エアコンを作動させるか、側面の窓ガラスを開け、車内と車外の温度差を小さくして、曇りを取り除きましょう。

トンネル内で事故・故障したときは・・・

- できるだけ非常駐車帯に入れる。
- ハザードランプや停止表示器材で後続車に合図を送る。
- 非常電話(約 200m ごとに設置)で通報する。
- 同乗者も車から降りて、非常駐車帯などの安全な場所に避難する。
- 火災が発生した場合は、消火器や消火栓を利用して初期消火に努める。
- 火災が拡大して危険を感じたら、すみやかに非常口から避難する。



◆ 軽油価格調査のお願い（9月購入分）

軽油価格調査にご協力をお願いします

同封の調査用紙に「9月購入分の軽油価格」をご記入いただき、10月21日(火)までに FAXにて返信ください。皆様からいただいたデータを集計し、11月の郵便物で結果をご案内いたします。

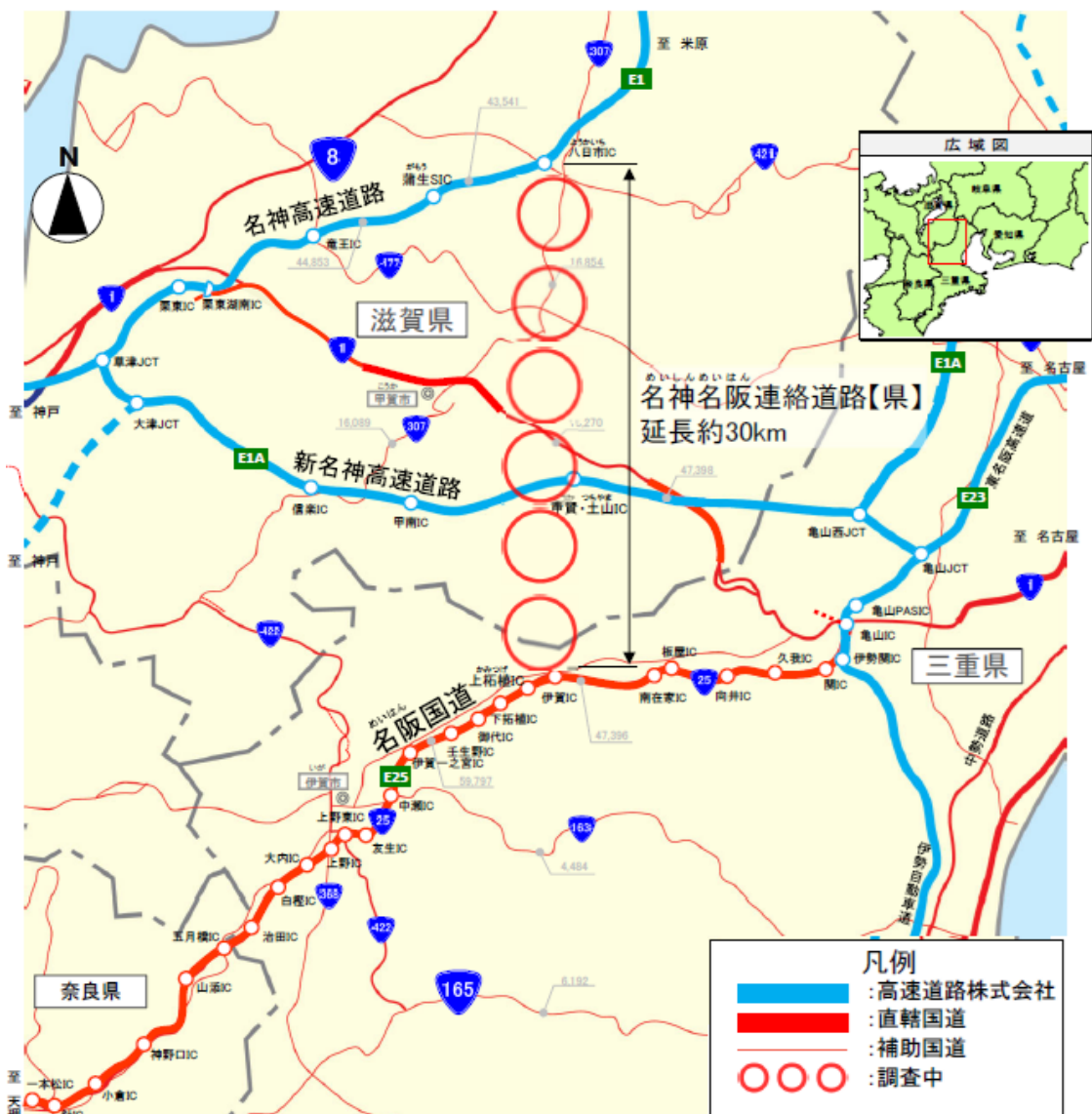
◆ WEBアンケートご協力のお願い(名神名阪連絡道路)

名神名阪連絡道路

滋賀県東近江市八日市 IC から甲賀市を經由し、伊賀市上柘植 IC 至る地域高規格道路(自動車専用道路)で重要物流道路の候補路線として計画区間に指定されています。

道路整備・バイパス建設は、交通の円滑化だけでなく、運送業界全体の輸送効率の向上や、ドライバーの労働環境改善にも直結する重要なものです。建設の早期実現に向けて、WEBアンケートにご協力をお願いいたします。アンケートは簡単なWEBフォームからご回答いただけます。

名神名阪連絡道路



皆様のご意見をお聞かせください。
アンケートにご協力お願いいたします。

WEBアンケート
QRコードから⇒



◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	(株)KINGS FENIX EXPRESS 四日市営業所	TEL	059-389-6635
支部	北勢支部	FAX	059-389-6645
所在地	〒462-0064 名古屋市北区大我麻町116	規模	9両10名

会員名	朝日物流(株) 三重営業所	TEL	059-358-6660
代表者名	脇浜 武司	FAX	059-358-6662
支部	鈴鹿支部	規模	13両13名
所在地	〒519-0272 鈴鹿市東庄内町字池代4017番地		

会員名	衣笠土木(有)	TEL	059-374-0946
代表者名	衣笠 玲子	FAX	059-374-4239
支部	鈴鹿支部	規模	6両6名
所在地	〒513-0013 鈴鹿市国分町16番地の1		

会員名	菱自運輸(株) 鈴鹿営業所	TEL	059-389-7792
支部	鈴鹿支部	FAX	059-389-7793
所在地	〒513-0011 鈴鹿市高塚町1451-158	規模	12両2名

会員名	(有)新美里温泉	TEL	059-245-0058
支部	津支部	FAX	059-245-5599
所在地	〒514-0126 津市大里睦合町2384	規模	5両6名

会員名	(株)セレモ	TEL	0599-43-9000
代表者名	小林 亮一郎	FAX	0599-43-9002
支部	南勢支部	規模	6両10名
所在地	〒517-0502 志摩市阿児町神明1253番地11		

会員名	津元土木(有)	TEL	0595-52-2912
代表者名	津元 秀雄	FAX	0595-52-1489
支部	伊賀支部	規模	6両6名
所在地	〒518-0226 伊賀市阿保1997番地1		

◆ 会員の所在地・名称変更等

名簿P	支部	会員名	変更内容
P13	北勢	(株)A－ONE	退会
P14	北勢	(株)かぶと運送	社名/ ナカイ物流(株)
P25	北勢	日本郵便(株)	退会
P26	北勢	(株)パックスシステム	代表者/ 服部 友彦
P35	鈴鹿	(株)オーバルネットワーク	退会
P62	松阪	中山商運(有)	退会
P84	その他	(株)合通ロジ	住所/ 〒553-0002 大阪市福島区鷺洲4丁目1番16号 TEL/ 06-6458-2551 FAX/ 06-6458-2533

◆ 令和7年度助成金申請受付中 申請期限にご注意ください

申請期限:起算日より3ヶ月以内 最終締切日:令和8年3月31日(必着)

助成金対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日

令和7年4月～6月分の申請は受付を終了しています。
令和7年7月以降のものは3ヶ月以内に申請してください。

●申請締切りは「起算日」(支払日・車検証等の日付)から『3ヶ月後の同じ日』とします。

①申請は起算日(下記表)から3ヶ月以内に提出してください。3ヶ月後の同日を申請期限とします。

②郵送での提出は『締切日の消印有効』です。但し、土・日・祝日の場合は、翌日まで受付します。

③直接持参の場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が締切日となる場合は、翌営業日まで受付をします。但し、最終締切日(令和8年3月31日)に限り申請書は必着とします。

●それぞれの助成金予算が満了した時点で申請受付を終了します。

①最終締切日の令和8年3月31日までに締切りとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

FAXでの受付不可です。実行後、すみやかに必要書類をそろえて、協会窓口へ提出してください。

②書類不備の場合、受付ができません。

令和7年9月30日現在

集計の都度更新しておりますが、実際の受付状況とは異なる場合がございます。

装置等の購入前には、必ずお電話等で助成事業の進捗状況を確認して下さい。

	助成名	上限額	実績額	予算額	実施率	残 額
環境対策	低公害車(ハイブリッド/CNG(改造含む))		0	16,700,000	23%	12,885,000
	環境対応型規制適合車	8万	2,880,000			
	蓄熱マット・電気毛布	5千	0			
	クーラー・ヒーター	6万	935,000			
交通対策	EMS機器(デジタコ)	5万	6,300,000	63,300,000	17%	52,483,000
	安全装置(バックカメラ等)	3万	3,917,000			
	点呼支援機器(自動・遠隔)	15万/7万5千	600,000			
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)	3,800	792,600	27,000,000	40%	16,261,400
	脳ドック・心臓ドック検査	1万	529,000			
	健康診断	3千	9,417,000			
融資・資格	信用保証料	40万	2,535,000	36,700,000	41%	21,833,000
	運転資金等一部利子補給	40万	5,713,000			
	上位運転免許取得(大型・中型免許等)	8万/5万等	5,694,000			
	安全衛生法等関係資格取得(リフト・玉掛け等)	5千	435,000			
	ISO14001,9001,39001	5万	250,000			
	グリーン経営	3万	240,000			
	働きやすい職場認証制度	5万/3万/2万	0			

◆ 点呼支援機器等導入助成(一部改正)

「安全性向上・労働環境の改善・人材不足解消等」に資するため、自動点呼及び遠隔点呼にかかる支援機器及びシステム等の導入費用の一部を助成します。

→R7年8月8日付けにて自動点呼機器の範囲拡大(業務前自動点呼機器開始)されたため一部改正します。

【助成対象】 三重県内の営業所に導入し、R7.4.1～R8.3.31 の間に支払い等が完了しているもの。

【対象機器】 【①と②は併用可】

- ①自動点呼・・・国土交通省認定機器で実施に係る届出が受理されているもの。
- ②遠隔点呼・・・国土交通省告示の要件を満たし、実施に係る届出が受理されているもの。
- ③すでに①または②のどちらかを導入済で、新たにどちらかの機能を追加する場合。
- ④前年度以前に業務前又は業務後自動点呼どちらかを導入済で、どちらかの機能を追加する場合。

【申請期間】 R7. 6. 2 ～ R8. 3. 31 (予算枠に達し次第、受付終了)

【助成金額】 点呼支援機器の種別毎の導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)

(機器導入費) - (国+その他の補助金) = 三ト協助成 (消費税抜き・千円未満切捨て)

	①自動点呼	②遠隔点呼
助成額	15万円/台	7万5千円/台
上限	1事業者 1台(15万) Gマーク所有事業者 2台(30万)	1事業者 2台(15万)
申請書類	①助成申請書 ②領収証(写) ③サービス利用申込書(写) ④管理No.が記載された書類(写) ただし③に記載されている場合は不要 ⑤運輸支局へ提出し受理された 「自動点呼の実施に係る届出書」(写) ⑥有効期限内のGマーク認定書(写) ※2台目を申請する場合のみ	①助成申請書 ②請求書(写) ③領収証(写) ④運輸支局へ提出し受理された 「遠隔点呼の実施に係る届出書」(写)
備考	・申請書類は実施する点呼によって異なりますのでご注意ください。 ・「点呼の実施に係る届出書」は支局の受領印が確認できる状態であること。 ・遠隔点呼の導入費用は請求書内で周辺機器等の内容が確認できること。	

自動・遠隔点呼機能を同時に満たす機器の場合、かかった費用を分けて別々に申請してください。

〔自動点呼に関する注意〕

・同年度内で同一機器につき1回のみ申請可。

例)◇同年度で業務前・後自動点呼の両方を導入した場合→助成額 15万円(上限)

◇前年度で業務後自動点呼を導入し、今年度に業務前自動点呼機能を追加した場合

→前年度15万円と今年度15万円 合計30万円(上限)

・周辺機器のアルコール検知器、血圧計を導入した場合は各々の導入助成で申請できます。

(但し、申請条件/指定型式あり)→各条件対象外の場合は点呼支援機器経費へ含めてください。

注意

令和7年度 自動点呼機器型式一覧

令和7年9月24日現在

○認定を受けた**業務前**自動点呼機器一覧 **New**

認証番号	会社名	認証機器
JM25-003	(株)アネストシステム	BusinessSupportSystem(BSS):業務前後自動点呼機能
JM25-004	(株)ウィズ	タブレット自動点呼「kenco(ケンコ)」
JM25-001	(株)NP システム開発	AI 点呼システム(TNK-NBSYS / TNK-DBSYS)
JM25-006	サンコーテクノ(株)	ALCFaceAir
JM25-005	中央矢崎サービス(株)	自動点呼システム「SAN 点呼」TH-01
JM25-002	東海電子(株)	e 点呼セルフ Type ロボケビー

○認定を受けた**業務後**自動点呼機器一覧

認証番号	会社名	認証機器
JG23-003	(株)アネストシステム	BusinessSupportSystem(BSS):自動点呼機能
JG23-004	(株)ウィズ	タブレット自動点呼「kenco(ケンコ)」
JG25-015	NBC 情報システム(株)	ノンドラン
JG24-010	(株)NCE	遠隔点呼くん＋セルフ
JG23-001	(株)NP システム開発	AI 点呼システム(TNK-NASYS / TNK-DASYS)
JG25-018		モバイル点呼システム SP(MLC-MTSYSSP)
JG24-013	GO(株)	Goドライバー
JG25-019	GOドライブ(株)	GO 運転管理
JG24-008	(株)コア関西カンパニー	Gagou IT 点呼
JG25-021	サンコーテクノ(株)	ALCFaceAir
JG23-007	中央矢崎サービス(株)	自動点呼システム「SAN 点呼」TH-01
JG-25-016	(株)デジタルロジスティクス	SASUKE AR
JG25-022	テレニシ(株)	IT 点呼キーパー (ITK-CSM-V3)
JG25-017	(株)電脳点呼	電脳点呼
JG23-006	東海電子(株)	e 点呼セルフ Type ロボケビー
JG22-001	(株)ナブアシスト	点呼＋(プラス) ロボット版 unibo
JG23-002		点呼＋(プラス) デスクトップ版
JG23-005		点呼＋(プラス) ロボット版 Kebbi
JG25-020	newmo(株)	newmo 点呼
JG24-012	(株)マーブル	Fine Tenko Manager
JG24-014	矢崎エナジーシステム(株)	ESTRA-Web2
JG24-009	Lark Japan(株)	Lark 自動点呼

◆ 令和7年度 業務改善助成金賃金引き上げ＋効率化設備投資

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。詳細は下記をご覧ください
厚生労働省 HP をご覧ください

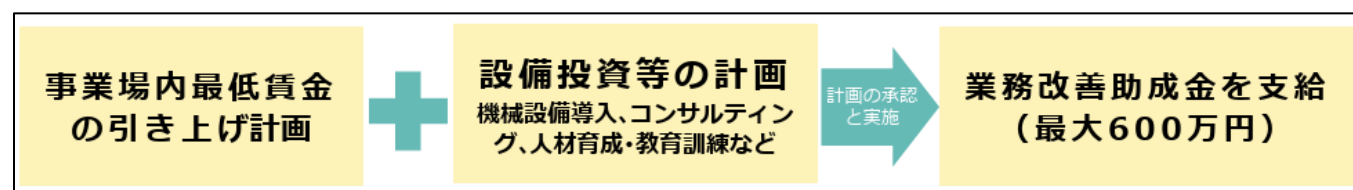
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

問い合わせ先（業務改善助成金コールセンター）

業務改善助成金

検索

電話番号 0120-366-440（受付時間：平日9:00～17:00）



対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日